

京都市野外活動施設花背山の家の使用許可申請の受付期間の取扱いに関する要綱

第1条 この要綱は、京都市野外活動施設花背山の家の組織 及び運営に関する規則（以下「規則」という。）第2条 ただし書に規定する教育長が特別の理由があると認める場合の京都市野外活動施設花背山の家（以下「山の家」という。）の使用許可の申請の受付期間のついて定めるものとする。

第2条 規則第2条第1号に該当するもののうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる期間、使用許可の申請を受け付けるものとする。

(1) 30人以上の団体が夏季休業期間に宿泊棟、ロッジ又はキャンプ場（以下「宿泊施設」という。）を使用する場合
使用日の属する年の前年の10月1日から使用日の7日前までの間

(2) 30人以上の団体が夏季休業期間以外に宿泊施設を使用する場合使用日の属する月の7箇月前の月の初日から使用日の7日前までの間

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものについては、使用日の属する月の12箇月前の月の初日から使用日の7日前までの間、使用許可の申請を受け付けるものとする。

- (1) 京都市が行う事業で使用する場合
- (2) 京都市立学校が教職員研修で使用する場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特に必要があると認める場合

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

京都市野外活動施設花背山の家使用料の減免の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市野外活動施設花背山の家条例第10条及び京都市野外活動施設花背山の家使用料の還付及び減免に関する規則第2条に規定する使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(内容)

第2条 使用料を減免する場合は、**別表**のとおりとする。ただし、本市の区域内に存する子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者育成支援事業を実施する団体（以下「京都市内の青少年健全育成団体」という。）が行う営利を目的としない事業（事業参加者の主たる構成員が中学生以下である事業に限る。）におけるボランティア引率者の使用料にあっては京都市野外活動施設花背山の家条例別表小学校の児童及び中学校の生徒の欄に掲げる使用料に減額し、京都市内の青少年健全育成団体が行う営利を目的としない事業（事業参加者の主たる構成員が高校生である事業に限る。）におけるボランティア引率者の使用料にあっては同表高等学校の生徒及び高等専門学校の学生欄に掲げる使用料に減額する。

(申請方法)

第3条 使用料の減免を受けようとするものは、**「花背山の家使用料減免申請書兼決定書」(様式1)**を提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、京都市野外活動施設花背山の家所長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。